

平成 24 年度
償却資産申告のしおり

申告期限 平成 24 年 1 月 31 日 (火)

お問い合わせ・提出先

入間市役所総務部資産税課
管理担当 (庁舎 A 棟 2 階)

〒358-8511

埼玉県入間市豊岡1丁目16番1号

TEL 04-2964-1111 内線 2132

2133

FAX 04-2964-7481

償却資産の申告について

平素、納税にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、地方税法第 383 条の規定により、償却資産を所有されている方は、毎年 1 月 1 日現在の償却資産を申告していただくことになっております。この「しおり」をよくお読みいただき、申告書を期限内に提出して下さるようお願いいたします。

1. 申告義務者 平成 24 年 1 月 1 日現在で入間市内において事業用の償却資産を所有している個人、法人。ただし、資産を所有されていない場合も、「該当資産なし」と申告してください。

2. 申告期限 平成 24 年 1 月 31 日(火)

期限近くになりますと、窓口が大変混雑します。お早めに提出くださいますようお願いをお願いいたします。

3. 申告方法・提出書類

		提出書類
前年申告された方	異動がない場合	償却資産申告書
	異動がある場合	償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用） （減少資産用）
	※電算申告された方	償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
初めて申告される方	資産のある方	償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用）
	資産のない方	償却資産申告書

※電算申告とは、自社の電子計算機で全資産の明細を打ち出し、申告する方法をいいます。

(1) 前年申告された方——平成 23 年 1 月 2 日から平成 24 年 1 月 1 日までの増加、減少資産を申告してください。前年申告された方には、償却資産種類別明細書（資料用）を同封しています。

申告書作成の資料として活用し、控として保存してください。

ただし、電算申告をされた方には、同封していません。

前年中に資産の増加、減少がない場合は、申告書「17 備考」に「増減なし」と記載して申告書を提出してください。

(2) 今年初めて申告される方——平成 24 年 1 月 1 日現在の全資産を申告してください。

償却資産を所有されていない場合は、「該当資産なし」と記載して申告書を提出してください。

(3) 電算申告される方

○申告書に取得価額、評価額、決定価格、課税標準額を記載し、全資産の明細を添付してください。

○「増減なし」の場合でも、全資産を申告してください。

○電算申告から一般の申告へ切り換える場合は、申告書「17 備考」にその旨を記載し全資産を申告してください。

○電算申告をされた方には、翌年以降、種類別明細書を同封しません。

○事業所専用様式を使用する場合は、市より送付した申告書様式を返納してください。

- (4) 訂正申告される方——一度申告をされた後、申告漏れ等で申告内容に訂正があった場合は、すみやかに訂正の申告をしてください。
- (5) 申告書の控が必要な方——提出用の申告書に必要事項を記入した後、その申告書のコピーを一部ご用意ください。

4. 申告の際の注意事項

- (1) 前年度、免税（課税標準額150万円未満）の場合や本年度免税になると思われる場合でも、申告は必要です。
- (2) 解散、事業所閉鎖の場合でも、事務処理の都合上、申告書「17 備考」にその旨を記載して申告書を提出してください。
- (3) 非課税、特例に該当する資産がある場合は、非課税又は特例届出書と添付書類を提出してください。（P6、7参照）
- (4) 都合で、申告が遅れる場合は、必ず電話等でその旨ご連絡ください。
- (5) 正当な理由なくして申告しなかった方は、地方税法第386条の規定により、10万円以下の過料が科せられる場合があります。また、虚偽の申告をした場合には、同法第385条の規定により1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられる場合があります。

※郵送も可。郵送で控の返送を希望される方は、控用の申告書（記入した申告書をコピーしたもの）と控用紙の返送が可能な返信用封筒（切手貼付、宛先記入）を同封してください。返送不可能な方については、控用紙を送付しないことがありますので、ご注意ください。

※この申告のしおりについてご不明な点がある場合、申告書等の記入方法が分からない場合、明細書が不足する場合等は、ご遠慮なくお申し出ください。

償却資産の範囲について

1. 償却資産とは

会社や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを貸し付けている方が、その事業のために用いている構築物・機械・工具・器具・備品等の固定資産を償却資産といい、土地・家屋と同様に固定資産税が課税されます。

ただし、鉱業権・特許権・電話加入権などの無形償却資産、自動車税の課税対象となっている自動車は課税対象とはなりません。

なお、「事業のために用いている」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含めます。

2. 申告の対象となる資産

平成24年1月1日現在、事業の用に供することができる資産で、次のいずれかに該当するもの。

- (1) 税務会計上で減価償却の対象としている資産
- (2) 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- (3) 償却済資産（税務会計上、減価償却を終了し、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- (4) 割賦買入資産で割賦金の完済していない資産であっても、すでに事業の用に供している資産
- (5) 資産の所有者が他の者に貸し付けている事業の用に供されている資産（リース資産、レンタル資産等）
- (6) 福利厚生のために供するもの（社宅・宿舍・寮等の器具備品・構築物等）
- (7) 建設仮勘定で経理されている資産
- (8) 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働出来る状態にある資産）
- (9) 未稼働資産（既に完成しているが、まだ稼働していない資産）
- (10) 改良費（資産の価値を増加させるための費用は、新たな資産の取得とみなし本体とは別に取扱います）
- (11) 清算法人が所有する資産（清算事務に使用されている資産）
- (12) 赤字決算の為、減価償却を行っていない資産でも、本来減価償却が可能な資産

3. 申告の必要がない資産

次の資産は、償却資産の対象とならないので申告の必要はありません。

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（但し、大型特殊自動車は申告の対象です。）
- (2) 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、ソフトウェア）
- (3) 繰延資産（開業費、試験研究費等）
- (4) 棚卸資産（貯蔵品、商品等）
- (5) 書画・骨董（ただし、複製品等で装飾的な目的で使用しているものは申告の対象です。）
- (6) 牛・馬・果樹その他の生物（ただし、観賞用・興行用等の生物は除きます。）

4. リース資産の取扱い

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方が申告場合があります。大きく分類すると、リース資産契約に応じて次のようになります。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
通常の賃貸借契約による リース資産 ※1	× (申告不要)	○ (資産の所在する市町村へ申告)
売買にあたるような リース資産 ※2	○ (自己資産として申告必要)	× (申告不要)

※1 平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンスリースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税（償却資産）においては、従前のおり所有者である賃貸人（リース会社等）が申告する必要がありますのでご注意ください。

※2 期間終了後に無償で譲渡されることを条件に借りている場合や、割賦販売など実質的に所有権留保付売買とみられる場合。

5. 資産の種類

資産の種類は下記により分類してください。

種類		細目
1	構築物	舗装路面、門、塀、広告塔、緑化施設等の外構工事、その他土地に定着した土木設備等
	建物附属設備	受・変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機械及び装置	工作機械、電気機械、印刷機械、搬送装置(ホイスト・コンベアー・起重機等)、土木建設機械(ブルドーザー、パワーショベル等)、その他物品の製造、加工修理等に使用する機械および装置
3	船舶	モーターボート等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター等
5	車両及び運搬具	フォークリフト、構内運搬車、手押車、大型特殊自動車(自動車税・軽自動車税の対象となるものは除く)
6	工具・器具及び備品	机、椅子、ロッカー、金庫、計算機、レジスター、パソコン及び周辺機器、コピー機、医療機器、音響機器、計量器、理容または美容機器、看板、冷暖房用機器、娯楽用器具、自動販売機、貸衣裳、厨房用品、型、切削工具、測定工具、その他

6. 業種別償却資産の例示

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、レジスター、内装・内部造作等、看板(広告塔・袖看板・案内板・ネオンサイン)、自動販売機、舗装路面、ブラインド・カーテン等、LAN設備、その他
小売業	陳列棚・陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付の物を含む)、日よけ、その他
料理飲食店業	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、その他
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、その他
医(歯)業	医療機器(レントゲン装置・手術機器・歯科診療ユニット・ファイバースコープ等)、その他
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備、その他
不動産貸付業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装及び機械設備、その他
駐車場業	受・変電設備、発電機設備、蓄電池設備、機械式駐車場設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面、その他
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク、その他
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト(軽自動車税の対象となっているものを除く)、大型特殊自動車、発電機、その他
印刷業	各種製版機及び印刷機、裁断機、その他
娯楽業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、その他
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、その他

7. 家屋と償却資産の区分表（家屋と設備等の所有者が同じ場合）

設備等の種類	設備等の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等		工事一式
電気設備	受・変電設備	設備一式	
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備 無停電電源設備	
	中央監視設備	設備一式	
	電灯照明設備	屋外照明設備	屋内照明設備
	電力引込設備	引込工事	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
	電話設備	電話機、交換機等の機器	左記以外の設備
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、 アンプ等の機器	左記以外の設備
	インターホン設備	インターホン機器	左記以外の設備
	I T V 設備	受像機（テレビ）、カメラ	左記以外の設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	左記以外の設備
	火災報知設備		設備一式
給排水設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
給湯設備		湯沸器等の局所式給湯設備 （ユニットバス等用を除く）	中央式給湯設備、ユニットバス等用給湯器
ガス設備		屋外設備、引込工事、 特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
衛生設備			設備一式
換気設備			設備一式
避雷設備			設備一式
空調設備		ルームエアコン（壁掛型）、 特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
消火設備		消火器、避難器具、ホース及び ノズル、ガスボンベ等	消火栓設備、スプリンクラー設備等
運搬設備		工場用ベルトコンベア	エレベーター、エスカレーター、ダムウェーター等
厨房設備		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
洗濯設備		洗濯機・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）、寮・病院等の洗濯設備	左記以外の設備
その他の設備等		冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、株価表示板、メールボックス、カーテン・ブラインド等	
外構工事	舗装・植栽・門扉・簡易ゴミ置場等	工事一式	

なお、賃借人（テナント）等が施工した内装・造作及び建築設備等については、「家屋に含めるもの」に記載された設備等も含めて、償却資産として取扱います。

8. 家屋の所有者以外が取り付けした内装等の附帯設備について

家屋の所有者以外(テナント等)がその事業の用に供するため取り付けした内装等の附帯設備は、家屋に付合するものであっても取り付けした者を所有者とみなしますので、申告をしてください。「資産の種類」は「構築物」です。(地方税法第343条第9項、入間市税条例第54条第7項)

固定資産税(償却資産)について

1. 納税義務者

賦課期日(平成24年1月1日)現在の償却資産の所有者が納税義務者となります。

2. 課税標準額

課税標準額は、平成24年1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録されたものです。

3. 税率及び税額

課税標準額×税率=税額

税率は $\frac{1.4}{100}$ です。例えば課税標準額200万円では、年税額28,000円となります。

4. 免税点

課税標準となるべき償却資産の合計額が150万円未満の場合は課税されません。

しかし、免税点未満となるか否かの判定は、入間市で行うこととなりますので、資産の多少にかかわらず申告は必要です。

5. 納期

5月・7月・12月・翌年2月の年4回です。

※申告書の提出が遅れますと、事務処理上、年4回に分けられない場合がありますので、期限までに提出して下さるようご協力をお願いいたします。

6. 実地調査

地方税法第408条の規定に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際にはご協力をお願いいたします。

また、地方税法第354条の2の規定に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがありますので、ご了解のほど、お願いいたします。

なお、調査に伴い、修正申告をお願いすることがありますが、その場合の課税は、資産の取得年次に応じて遡及することとなりますので、あらかじめご承知おきください。

そ の 他

1. 非課税資産

非課税資産を新たに取得された方は、非課税届出書と資産の概要書、資料、カタログ(資産の内容を解説したもの)を提出してください。

※詳しくは地方税法第348条第2項及び同法本法附則第14条をご覧ください。

また、非課税届出書を必要な方はご連絡ください。

2. 課税標準の特例資産

地方税法第349条の3及び同法本法附則第15条各項等に該当する資産を所有される方は、課税標準の特例が適用されます。

特例資産を新たに取得された方は、課税標準の特例届出書とその資産についての仕様書及び図面並びに公的機関への届出の義務がある場合は、届出書又は許可申請書の写しを提出してください。

(特例資産の例)

- 一般ガス事業又は簡易ガス事業用の償却資産（地方法税法第349条の3第3項）
- 倉庫業者が新增設する流通機能の高度化に寄与する倉庫（地方税法附則第15条第2項）

3. 国税の取扱いとの比較

◎償却資産（地方税）の取扱いと、国税の取扱いと比較すると次のとおりです。

項目	国税の取扱い（法人税法・所得税法）	地方税の取扱い（固定資産税）
償却計算の基準日	事業年度（決算期）	賦課期日（1月1日）
減価償却の方法	一般の資産は、定率法、定額法の選択制度 【定率法選択の場合】 ・平成19年4月1日以降に取得された資産は、「定率法（250%定率法）」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は、「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
前年中の新規取得資産	月割償却（一定の場合は簡便償却）	半年償却（2分の1）
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度額	備忘価額（1円）まで	取得価額の100分の5
改良費の評価方法	合算して評価します	※区分して評価します
少額の減価償却資産の取扱いについて	耐用年数が1年未満又は取得価額が10万円未満のもの →損金・必要な経費に算入可能	損金・必要な経費に算入したものは、課税対象外です
	取得価額が20万円未満のもの →3年間で一括償却可能	「一括償却」の対象としたものは、課税対象外です
	個別に減価償却	課税対象になります
	租税特別措置法を適用して取得された30万円未満のもの →全額損金に算入可能	課税対象になります

※中小企業特例を適用できるのは、平成18年4月1日から平成24年3月31日までに取得した資産です。（取得価額10万円以上30万円未満）

租税特別措置法第28条の2、第67条の5

※取得価額が10万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成15年4月1日から平成18年3月31日までに取得した資産となります。

4. 短縮耐用年数・増加償却

短縮耐用年数——所轄国税局長から、短縮耐用年数の承認を受けた場合は、国税局長に提出した「耐用年数の短縮の承認申請書」の写しを提出してください。

増加償却——所轄税務署長に提出した「増加償却の届出書」の写しを提出してください。

5. 評価額の算定方法

○前年中に取得した資産

$$\frac{\text{取得価額} \times \left(1 - \text{減価率} \times \frac{1}{2}\right)}{\text{減価残存率}} = \text{評価額}$$

※下線部分の端数処理は、小数点以下第4位を四捨五入します。

○前年前に取得した資産

$$\frac{\text{前年度評価額} \times (1 - \text{減価率})}{\text{減価残存率}} = \text{評価額}$$

※評価額……定率法による半年償却した残存価額

※毎年この方法により計算し、評価額が取得価額の5%になるまで償却します。

※償却資産に係る評価額は最低限度額は取得価額の5%と定められております。

※減価率は、以下の「耐用年数に応ずる減価率表」を参照してください。なお、償却資産の耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」により、法定耐用年数が定められています。

耐用年数に応ずる減価率表

耐用年数	減 価 率	耐用年数	減 価 率	耐用年数	減 価 率	耐用年数	減 価 率
2	0.684	12	0.175	22	0.099	32	0.069
3	0.536	13	0.162	23	0.095	33	0.067
4	0.438	14	0.152	24	0.092	34	0.066
5	0.369	15	0.142	25	0.088	35	0.064
6	0.319	16	0.134	26	0.085	36	0.062
7	0.280	17	0.127	27	0.082	37	0.060
8	0.250	18	0.120	28	0.079	38	0.059
9	0.226	19	0.114	29	0.076	39	0.057
10	0.206	20	0.109	30	0.074	40	0.056
11	0.189	21	0.104	31	0.072	45	0.050

中古資産の耐用年数の見積

(1) 法定耐用年数の全部を経過した資産

$$\text{法定耐用年数} \times \frac{20}{100}$$

(2) 法定耐用年数の一部を経過した資産

$$(\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \left(\text{経過年数} \times \frac{20}{100}\right)$$

〈例〉法定耐用年数が15年で新規取得から7年経過した資産を取得した場合

$$(15 - 7) + \left(7 \times \frac{20}{100}\right) = 9 \text{年}$$

※上記の計算結果、1年未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた年数となります。

また、計算の結果2年に満たない場合は、2年となります。

償却資産申告書の記載方法

申告年月日を記載
してください。

平成 24 年度 平成 24 年度

受付印 入間市長 入間市長

住所 (宛先) 〒 358-0003 さいたまけん いるま し とよおか 15 ようめ 10 - 1 埼玉県入間市豊岡1丁目10番1号

1 住所 (又は納税通 知書送付先) ①

2 氏名 (法人にあっては、その名称及び代表者の氏名) ② 株式会社 入間食品 代表取締役 入間太郎 (印)

3 事業種目 (資本等の金額) 和菓子製造小売業 (20 百万円)

4 事業開始年月 昭和 57 年 10 月

5 この申告に 応答する者 の氏名及び 氏名 ③ 経理係 金子大郎 (TEL 04-2964-0411)

6 税理士等の 氏名 ④ 春日五郎 (TEL 04-2964-0440)

7 短縮耐用年数の承認 有・無 (無)

8 増加償却の届出 有・無 (無)

9 非課税該当資産 有・無 (無)

10 課税標準の特例 有・無 (無)

11 特別償却又は圧縮記帳 有・無 (無)

12 税務会計上の償却方法 (定率法・定額法)

13 青色申告 有・無 (有)

提出用

* 所有者コード 300012345

該当する方を○で囲んでください。

第十六号様式 (提出用)

具体的に記載してください。
また、法人の場合は資本金等の
金額も記載してください。
入間市で事業を開始した年月を
記載してください。
自社の申告書を使用する場合は
所有者コードを記載してください。
(入間市が郵送した申告書も同封し
てください。)

資産の種類	取	得	償	額	計	イ	ロ	ハ	ニ
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1 構築物	2,317,500	1,500,000	3,817,500	5,000,000	6,215,000	13,574,600	1,300,000	500,000	4,242,100
2 機械及び装置	6,215,000								
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具	5,042,100								
6 工具、器具及び備品									
7 合計	13,574,600	1,300,000	2,000,000	14,274,600					
資産の種類	評価額	減価償却額	決定価額	課税標準額					
1 構築物									
2 機械及び装置									
3 船舶									
4 航空機									
5 車両及び運搬具									
6 工具、器具及び備品									
7 合計									

住所・氏名を記載してください。

屋号があれば記載してください。

種類別明細書(減少資産用)の取得価額種類別に合計して記載してください。

種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額を種類別に合計して記載してください。

決定価額(への)の額を記載してください。ただし、課税標準の特例を受けては、例額に特額を乗じてください。

* 提出する申告書の控えが必要な場合は、あらかじめ申告書のコピーを一部ご用意ください。

資産ごとに算出した評価額を種類別に合計して記載してください。

評価額(ホ)の額を記載してください。

この欄の合計額は、種類別明細書(減少資産用)の取得価額の合計額と同じです。

この欄の合計額は、種類別明細書(増加資産・全資産用)の取得価額の合計額と同じです。

この前年前に取得したものの(イ)の種類別ごとの金額は、前年度申告書(ニ)の種類別ごとの金額と同じです。この金額を基に増減を記載して、計(ニ)の金額を算出してください。

①住所 住所(又は納税通知書送付先)及び電話番号を正確に記載し、ふりがなを付してください。

②氏名 氏名を記載し、ふりがなを付して押印してください。

③この申告に応答する者の係及び氏名

この申告について直接応答できる方の氏名、電話番号を記載し、ふりがなを付してください。

④税理士等の氏名 税理士等に経理を委託している方は、その氏名、電話番号を記載し、ふりがなを付してください。

⑤入間市内における事業所等資産所在地

入間市内の資産所在地を記載してください。また2箇所以上の資産所在地がある場合には、それぞれの所在地名を記載のうえ、その主たる所在地の番号を○で囲んでください。

⑥借用資産 借用資産の有無に○を記入のうえ、借用資産(リース)がある場合は、貸主の住所、氏名を記載してください。

⑦備考 主に次に掲げる内容を記載してください。

- 納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名
- 社名変更、住所移転の場合は、異動年月日と新社名、新住所
- 非課税資産、課税標準の特例資産を新たに取得した場合は、その旨の表示(適用条項等)
- 事業廃止・事務所閉鎖等の場合はその年月日
- 「増減なし」・「該当資産なし」
- その他この申告に必要な事項または償却資産の評価について参考となるべき事項

種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載方法

申告書に印字している番号を記載してください。

申告書の所有者コード欄に電子計算機で打ち出されている方は、その番号を記載してください。

平成 24 年度

所有者コード	3,0,0,0,1,2,3,4,5
--------	-------------------

種類別明細書（増加資産・全資産用）

資産の種類 番号	資産のコード ②	資産の名称等 ③	数量	取得年月 ④ 年号	取得価額 ⑤ 千円	耐用年数 ⑥	減価残存率 ⑦	価額 千円	課税標準額 ⑧ 千円	課税標準の特例 率 ⑨ コード	所有者名 株式会社 入間食品	枚のうち		
												1	枚目	
01	I	40 広告塔	1	14 23 01	1,000,000	20	0	1,000,000	1,000,000			1	枚目	
02	I	41 広告塔改良費	1	14 23 10	500,000	20	0	500,000	500,000			1	枚目	
03	2	30 デジタル印刷システム設備	1	14 18 04	3,000,000	4	0	3,000,000	3,000,000			1	枚目	
04	6	50 レジスター AB2	1	14 23 09	300,000	5	0	300,000	300,000			1	枚目	
05	6	60 エアコン	1	14 23 03	200,000	6	0	200,000	200,000			1	枚目	
06							0					1	枚目	
07							0					1	枚目	
08							0					1	枚目	
09							0					1	枚目	
10							0					1	枚目	
11							0					1	枚目	
12							0					1	枚目	
13							0					1	枚目	
14							0					1	枚目	
15							0					1	枚目	
16							0					1	枚目	
17							0					1	枚目	
18							0					1	枚目	
19							0					1	枚目	
20							0					1	枚目	
小計											5	5,000,000		

○前年申告された方は、前年中（平成23年1月2日から平成24年1月1日）において新たに取得した資産及び申告洩れの資産を記載してください。

○初めて申告される方は、平成24年1月1日現在入間市内に所有の全資産を記載してください。

①資産の種類 資産の種類は、種類1から種類6までのものを記載してください。（4ページ参照）

②資産コード 資産の種類別に連番で記入してください。一桁目は改良費の欄です。改良費でない場合は「0」を記載してください。例えば、資産コード41番では40番の資産に行なった改良費を意味します。

なお、追加される場合は、種類別ごとに種類別明細書（資料用）の最後の番号から10ずつ加算して付番してください。

③資産の名称等 資産の名称等は20字以内で記載してください。（カタカナ・漢字・英数字等）

④取得年月 年号は次の数字におきかえて記載してください。平成→4 昭和→3

取得月が1月から9月の場合は左側に必ず「0」を記載してください。（例）01

⑤耐用年数 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に掲げる耐用年数を記載してください。

なお、耐用年数2年から9年の場合は、左側に必ず「0」を記載してください。（例）03

※耐用年数省令の一部改正により、改正後の耐用年数を記載してください。

⑥増加事由 欄外の区分より 1→新品取得 2→中古品取得 3→移動による受入れ 4→その他

⑦摘要 主に次の内容を記載してください。

○非課税又は課税標準の特例の表示と根拠規定

○短縮耐用年数又は増加償却の表示

○平成19年以前に取得の資産で耐用年数の変更があった場合にはその旨の表示（旧耐用年数を記載）

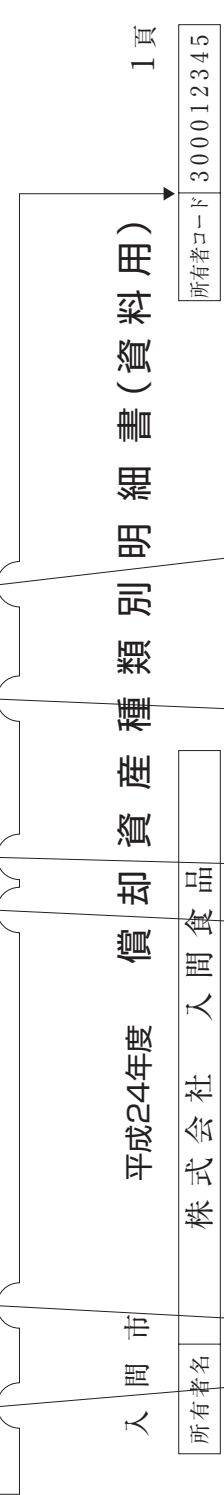
○その他当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

種類別明細書（減少資産用）の記載方法

申告書の所有者コード欄に電子計算機で打ち出されている方は、その番号を記載してください。

第二十六号様式別表二（提出用）

平成24年度		所有者コード*		種類別明細書（減少資産用）		所有者名		枚のち			
300012345		300012345		株式会社		入間食品		1枚目			
資産の種類	行番号	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月		取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分	摘要
					年号	月					
01	6	10	レイゾウコ	1	41006		1070000	6	2	1・2	使用不能
02	6	20	レジスター	1	41511		115000	5	1	1・2・3・4	一部東京支店へ移動
03											
04											



入間市 平成24年度 償却資産種類別明細書（資料用） 1頁

所有者名		所有者コード		平成24年度		課税標準の特例			
株式会社		300012345		入間食品		簡便法による評価額			
資産の種類	資産のコード	数量	資産の名称等	取得年月		取得価額	耐用年数	減価残存率	簡便法による評価額
				年号	月				
1	2 10	1	NC旋盤	平成	18 8	11098500	10	0.825	3868377
2	6 10	1	レイゾウコ	平成	10 6	1070000	6	0.681	53500
3	6 20	2	レジスター	平成	15 11	230000	5	0.631	11500

○前年度に取得した償却資産のうち前年中（平成23年1月2日から平成24年1月1日）において売却、滅失、他市町村へ移動などの事由で、資産が減少した場合に記載してください。

○減少資産がある場合は、同封の償却資産種類別明細書（資料用）にもとづいて、資産の種類、抹消コード等を記載してください。

①取得価額 減少した資産の取得価額を記載してください。

資産の一部が減少した場合は、当該資産の減少した部分に対応する取得価額を記載してください。

②申告年度 記載する必要はありません。

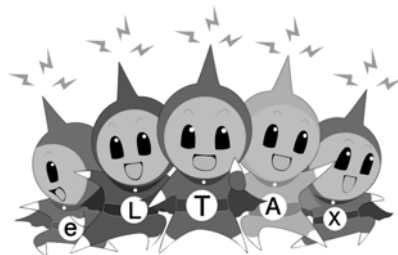
③減少の事由 該当するものの番号を○で囲んでください。（1. 売却 2. 滅失 3. 移動 4. その他）

④減少の区分 該当するものの番号を○で囲んでください。（1. 全部 2. 一部）

⑤摘要 減少理由を記載してください。

その他当該資産の減少にあたって必要な事項

入間市では、^{エル タックス}**eLTAX**により償却資産の申告を受け付けています。



^{エル タックス}**eLTAX**で税理士が関与する申告は、納税者の電子証明書が不要です。

こんなメリットがあります！

税理士の電子証明書だけでOK！

納税者本人が電子証明書を取得する手間と時間が省けます。
(利用届出の際にも納税者本人の電子証明書は省略できます。)

インターネットで、オフィスや自宅から簡単申告！

混み合う窓口に行かなくても簡単に申告ができます。
利用時間内ならいつでも申告できます。

市販の税務・会計ソフトで申告OK！

ただし、^{エル タックス}**eLTAX**に対応したソフトに限ります。

詳しくは、^{エル タックス}**eLTAX**ホームページから

ホームページ

<http://www.eltax.jp/>

電話番号

0570-081459

(IP電話・PHSなどからは03-5339-6701)